

ジェネリック医薬品利用促進通知について

毎日服用する薬代を安くするものとして、ジェネリック医薬品が注目され、厚生労働省もその利用促進を各健康保険組合に指導しているところです。

文部科学省共済組合においてもジェネリック医薬品への切り替えをおすすめするため「ジェネリック医薬品利用促進通知」を対象の組合員にお知らせします。

このお知らせは、現在服用中の新薬にジェネリック医薬品があるのか。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どれくらい自己負担額を軽減できるのかをお知らせするものです。

【対象の組合員・被扶養者】

病院から処方されている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額を軽減できる可能性がある方を対象にお送りします。

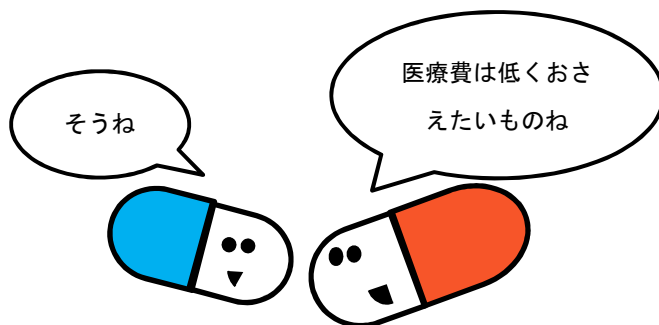
【通知時期・通知方法】

平成 27 年 8 月下旬頃、所属の共済担当者を通じて個人宛封筒をお渡しします。

※全員に通知書が届くというわけではありません。

※通知が届いた方が必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければいけないものではありません。

ジェネリック医薬品は有効成分は同一であっても、薬の形や添加剤等に違いがあるため、効果・副作用に差異が生じることがありますので、ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談の上ご使用下さい。



文部科学省共済組合